平成２３年（フ）第４３号
千葉県茂原市小林1692番地１　グランディール小林Ａ205
破産者　丹下　福治
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第４２６号
北海道旭川市永山14条３丁目２番２号
破産者　有限会社池山
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４２号
岩手県宮古市大通２丁目８番36号
破産者　有限会社北の工房宮古
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２５８号
神奈川県相模原市中央区田名7363番地９
破産者　株式会社フレテック
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５６６号
金沢市白菊町15番30号
破産者　北陽産業株式会社
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４９６号
静岡県浜松市浜北区道本278番地の２
破産者　有限会社ティアティース
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２４０号
島根県安来市荒島町2154番地25
破産者　鴨木　　睦
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５６９号
岡山県赤磐市桜が丘西１丁目35番24号
破産者　白井　昌夫
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５号
熊本県球磨郡あさぎり町上東1536番地
破産者　有限会社第一重機
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成１９年（フ）第３９８号
宮崎市大字本郷北方2716番地６
破産者　開発工業株式会社
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３２号
宮崎県都城市太郎坊町2111番地１
破産者　株式会社食ガーデンこだま
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第４５号
鹿児島県鹿児島市永吉１丁目８番１号　アミティハイツ301号
破産者　菊川　育紀
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５号
山形市花楯１丁目８番５号
破産者　株式会社石住工業
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７８２号
名古屋市千種区下方町５丁目71番地
破産者　有限会社電化センター共立電機
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８６号
愛知県春日井市小木田町246番地の３
破産者　三益建設株式会社
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９４３号
大阪府茨木市双葉町16番９号
破産者　株式会社大浅
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０５０号
大阪市中央区南船場２丁目４番19号
破産者　株式会社フレックス
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０５５号
大阪府門真市栄町５番６―502号
破産者　ＮＳＲ株式会社
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２６号
兵庫県西宮市苦楽園二番町12番18号、開始決定時の住民票上の住所兵庫県西宮市櫨塚町４番31―403号
破産者　北村　千嘉
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２０８号
岡山県瀬戸内市邑久町向山610番地３
破産者　野上　次央
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０９号
岡山市中区浜３丁目６番13号パークヒルズ後楽苑203号室、住民票上の住所岡山県岡山市中区今在家297番地１
破産者　野上　正美
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１０号
岡山市中区浜３丁目６番13号パークヒルズ後楽苑203号室、住民票上の住所岡山県岡山市中区今在家297番地１
破産者　野上　竜男
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部